

## 1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

### 教職員の認識すべき事項

- いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。
- ア いじめはどの子供にも起こりうる、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
  - イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめとは何かについて常に意識する。
  - ウ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
  - エ いじめは大人が気づきにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
  - オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。また、被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をする。

### 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

## 2 いじめの防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養い、社会性を育む。

### 未然防止のための取り組み

#### 授業、学級活動

- (1) 言語活動による児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感や共感的理解の能力を培い、自己指導能力を高める。
- (2) 児童が主体的に取り組める話し合い活動や体験活動等を工夫し、児童同士の絆を深め、社会性を育む。児童が協力して行う活動を工夫し、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。
- (3) 障害への理解を深めるための指導や互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

#### 教育活動全体を通して

- 児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さない。
- (1) 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。
  - (2) 朝の会等で、いつもより元気がない。
  - (3) 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。
  - (4) 休み時間に教室にいられない。職員室や保健室に行く回数が多い。
  - (5) 友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

#### 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が友人に悩みを打ち明けことができるよう、互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

### 児童会活動、学校行事

- (1) 体験活動の中で児童が他者のための奉仕活動等や異年齢の児童と関わる経験を積み、自己有用感を高める。
- (2) 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会活動や委員会活動の中で、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

### 教育相談と個別面談

- (1) 児童と気軽に話せる関係を構築する。
- (2) 定期的個別面談でいじめを受けていないか確認する。
- (3) 気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。
- (4) 情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- (5) 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

### インターネットを通じて行われるいじめ

- ・児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。
- ・発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

### 早期発見

#### アンケート調査

学校外で起こったいじめや自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。

#### 保護者との連携

日頃から連携を密にし、家庭で児童の変化に気付いた場合、気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。家庭と連携して児童を見守り、健全な成長を支援していく。

#### 相談窓口の周知

保健室や相談室とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

**早期解消** 「いじめの防止対策会議」の「臨時会」を開き、対応する。

### 被害者の保護

- ・被害児童を守ることを第一とし、全職員協力しての心のケアに努める。
- ・被害者の保護者へ状況の説明を行い、家庭での心のケアや見守りを依頼する。

### 加害者への対応

- ・いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする。
- ・社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。
- ・保護者へ状況の説明を行い、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

### 重大事態の調査と報告

- ・いつ、誰から、どのような態様、背景事情や児童の人間関係、学校・教職員の対応などの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。
- ・調査結果は、町教育委員会を通じて町長へ報告する。
- ・町長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は積極的に資料を提供する。再調査の結果や助言を重んじ主体的に再発防止に取り組む。

### 実態の把握

- ・関係児童から十分に話を聞く。アンケート調査等を実施し、実態把握を行う。
- ・解決が困難な場合、専門機関等と連携し、対応を図る。
- ・事実を町教育委員会に報告する。

### インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・児童が不適切な書き込み等を行った場合削除させる等、保護者に依頼する。
- ・削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める。
- ・児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控える。
- ・書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。
- ・管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。
- ・必要に応じて法務局等の協力を求める。

## 3. 関係機関等との連携

### 保護者

「町の基本方針」の「IV 家庭の役割」について説明し協力を依頼する。

法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

個別面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握する。いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

### 地域

日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

### 関係機関

学校だけの対応では困難な場合、警察、児童相談所、法務局等に相談する。

児童の生命又は身体の安全が脅かされている場合、直ちに警察に通報する。

### 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

### その他

関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携して対応する。

## 4. 教職員研修の充実

### 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

### 事例研究

具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識をもつ。併せて、同種のおいじめの再発を防止する。

### インターネットを通じて行われるいじめへの対応

絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 「舟島小学校いじめ防止対策会議」の設置

- (1) 会議は次の者で構成する。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当児童担任、養護教諭、教育相談担当、その他校長が必要と認める者。
- (2) 会議は次に上げる事務を所掌する。  
ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。  
イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。  
ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。  
エ いじめ問題の具体的な対応策を検討すること。  
オ いじめの相談窓口として相談を受けること。  
カ 教職員研修の企画、立案に関すること。  
キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- (3) 会議は次の区分で招集する。  
年5回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

## 重大事態への対応

児童が生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

### 発生報告

重大事態が発生した旨を町教育委員会へ報告する。

### 被害者保護

被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保し、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

### 調査結果報告

調査結果を町教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

### 同種事態の発生防止

当該事態の事実に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

### 実態把握

調査を実施し、事実関係を把握する。

### 加害者対応

加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせる。しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

### 町長への報告

上記調査結果について、町教育委員会を通じて、町長に報告する。

### 解消と再発防止

被害を受けた児童に対して、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関する支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行う。継続的に見守り再発の防止に努める。